



通知カードと個人番号カード。2つのカードはどう違うの？

通知カード(全ての方に交付)

住民票を有する全ての人に交付されるマイナンバーが記載されたカードです(身分証明書としての利用は不可)。マイナンバーを記載した書類を提出する時の番号確認や、住所変更手続きの際に必要となります。大切に保管し、各種手続きの際に持参してください。

個人番号カード(希望者のみ交付)

マイナンバーを記載した書類を提出する時の番号確認や、本人確認の場面で利用できる公的身分証明書です。標準搭載されている電子証明書により、e-TAXなどの電子申請が可能です。交付を希望する方は申請が必要です(初回無料)。



個人番号カードを受け取るまでの流れ

STEP 1

通知カードを受け取る

10月中旬以降、順次、通知カードが住民登録されている住所地へ簡易書留で送付されます。受け取り後、以下の三つが入っているか確認しましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

現在お住まいの住所地以外で住民登録をしている方にはお届けできません。速やかにお住まいの住所地で住民登録の届け出をしてください。



通知カード(見本)

STEP 2

個人番号カードを申請する ※希望者のみ

個人番号カードを申請しましょう。交付手数料は、初回発行のみ無料です。以下の方法により申請してください。※市役所窓口では受け付けできません。

- ①郵送で申請
個人番号カードの申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストへ。
- ②オンラインで申請
スマートフォンなどで顔写真を撮影し、所定のフォームから申請

STEP 3

個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、個人番号カード交付の準備ができたことをお知らせする「交付通知書」が順次届きます。通知書が届いたら、以下のものをご用意の上、市民課住民係窓口でお受け取りください。

- 保管していた「通知カード」
- 交付通知書
- 運転免許証などの本人確認書類
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)



個人番号カード(見本)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関するお問い合わせ

- ▷マイナンバーコールセンター(有料)
☎0570-20-0178 ※受付時間 平日午前9時30分~午後5時30分
- ▷マイナンバー・ポータルサイト(内閣官房のホームページ)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバーポータルサイト



マイナンバーとは？

住民票を有する全ての人に通知される12桁の番号です。原則、一度指定された個人番号は生涯変わらず、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで使用が可能になります。

また、申請をすれば、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的身分証明書として利用できる「個人番号カード」を受け取ることができます。

10月中旬より、ひとりひとりに個人番号(マイナンバー)通知カードが届きます。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



いよいよ始まりです

マイナンバー制度



マイナンバー導入で何が変わる？

面倒な手続きが簡単に！

—国民の利便性の向上—

申請時に必要な課税証明書などの資料の添付を省略できるようになります。

手続きが正確で早くなる！

—行政の効率化—

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

給付金などの不正受給を防止！

—公平・公正な社会の実現—

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。



平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要になります

社会保障関係の手続き

- ▷年金の資格取得や確認、給付
- ▷雇用保険の資格取得や確認、給付
- ▷ハローワークの事務
- ▷医療保険の給付の請求
- ▷福祉分野の給付、生活保護など

税務関係の手続き

- ▷税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ▷都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載
- など

災害対策

- ▷防災・災害対策に関する事務
- ▷被災者生活再建支援金の給付
- ▷被災者台帳の作成事務など

▽制度について…総合政策課(内線212)
▽カードの交付などについて…市民課住民係(内線141)